

選挙に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第27条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 役員の選挙を管理・運営するために、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員の任期は、次期選挙管理委員の任命までとする。
- 3 選挙管理委員会は、正会員の中より3名以内の委員をもって構成する。
- 4 選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 当該選挙の立候補者は、選挙管理委員になることができない。
- 6 選挙管理委員が立候補するときは委員を辞任し、別の選挙管理委員を会長が委嘱する。

第3条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補届の受理、立候補者の公示
- (3) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (4) 当選の確認、候補者への通知及び会員への周知
- (5) 理事当選者の招集及び役員候補者の理事会、総会への報告
- (6) その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権・被選挙権は投票日より3ヵ月以前に正会員となった者が有する。

(選挙者名簿)

第5条 選挙管理委員会は、投票の15日前までに候補者名簿を作成し、会員に配布しなければならない。

(立候補)

第6条 理事及び監事の候補者は、別に定める立候補届出用紙に諸事項を記載し、立候補受付期間内に選挙管理委員長に届け出るものとする。

- 2 立候補締切り日の当日消印は有効とする。
- 3 立候補者が定数に満たない場合には、理事会が候補者を推薦することができる。

(選挙の告示)

第7条 選挙の告示は、次の事項を明示する。

- (1) 立候補受付期間 (14日間)
- (2) 投票日
- (3) 投票受付期間 (7日間)
- (4) 開票日 (投票受付期間最終日から14日以内)
- (5) その他必要事項

第8条 選挙は次の総会日の1ヵ月前までに完了しなければならない。

(選挙広報)

第9条 選挙広報は、次の事項を明示して投票受付期間開始日の14日以上前に出さなければならない。

- (1) 理事候補者の氏名、所属、立候補要旨
- (2) その他必要事項(選挙方法等)

(投票)

第10条 投票は、選挙管理委員会が定める用紙を用いた無記名の郵便投票とする(締切り日の当日消印は有効)。

2 投票は、理事は10名以内、監事は2名以内の連記。

(開票・当選)

第11条 開票に際し、立会人を2名置く。立会人は選挙管理委員会が正会員の中から選任する。

- 2 当選者は、有効投票の最多数を得た者から順次定める。最終当選者の得票が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選で当選者を定める。
- 3 候補者が定数以内の場合、及び定数を満たすが理事会が次年度の役員の必要数に満たないと判断した場合は、無投票当選とする。
- 4 当選者が定数に満たない場合、及び定数を満たすが理事会が次年度の役員の必要数に満たないと判断した場合には、理事会で役員(理事および監事)を推薦し総会の承認を受ける。

(役員の欠員)

第12条 役員(理事)に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、また次点者がいない場合は、理事会推薦によって決定し会員の承認を受ける。

(理事当選者の招集)

第13条 選挙管理委員長は次期総会までに理事を招集する。理事会は次期総会までに定款第27条第2項、第4項及び第5項に基づき、会長・副会長・事務局長を選任し、役員(理事および監事)が定数に満たない場合は候補者を推薦する。

(選挙規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て総会で報告する。

(附則)

この規則は、平成28年6月26日から施行し、平成29年度より、改正・施行する。